

交通

お出掛けのきっかけに
公共交通マップを作成しました

☎ 総務課 空港地域振興係 ☎ 77・3906

公共交通機関の利用促進に向けた取り組みとして、町内の主要バス路線などを掲載した「芝山町公共交通マップ」を作成しました。

お出掛けの際には、ぜひ公共交通をご利用くださいますようお願いいたします。

なお、すでに発行している芝山町公共交通マップにおいて、「芝山ふれあいバスの定期券に関する掲載内容」に一部誤りが



芝山町公共交通マップ

ありました（左記のとおり）。お詫びして訂正いたします。

■【訂正箇所】赤字部分

誤 定期券

定期券種類	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月
大人	3,000円	9,000円	18,000円
小児(小学生)	1,500円	4,500円	9,000円

正 定期券

定期券種類	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月
大人	3,000円	9,000円	18,000円
小児(小学生)	1,500円	4,500円	9,000円

献血にご協力をお願いします！

千葉県赤十字血液センターの移動献血車が来所し、献血を行います。医療に必要な血液は、人工的に造ることができず献血による血液に頼っています。ご

☎ 保健センター ☎ 77・1891

協力をよろしくお願いします。

■日時 2月18日(月)

■時間 午前10時～11時45分

午後1時～2時

■会場 芝山町保健センター

国保

国民健康保険証の届け出
正しくできていますか？

☎ 町民税務課 国保年金係 ☎ 77・3913

国民健康保険の届け出が正しくできていないと、医療機関受診時に利用できない、後から追加請求されるなどの不都合が生じる場合があります。使用前の確認をお願いします。

■確認ポイント

○保険証の有効期間は？

有効期限を経過した保険証は使用できません。新しい保険証の交付を受けてください。

○社会保険などへの加入は？

社会保険などに加入したら、国保資格の喪失手続きが必要です。会社などの保険に加入後、

社会保険証が交付されないからと国保の保険証を使用すると、その保険分の返還が必要となります（国保資格は社会保険などの加入時にさかのぼり喪失）。※社会保険の保険証が発行される前に医療機関を受診される場合は、会社に保険証の代わりとなる資格証明書を発行してもらってください。

○交通事故や第三者からの受傷

ではありませんか？
交通事故など、第三者から傷病を受け国民健康保険を利用し受診する際には届け出が必要

です。医療機関を受診する前に国保年金係へご相談ください。

○仕事上の病気やけがではありませんか？
労災保険の対象となるため、国民健康保険は使用できません。

○高額療養費の申請はお済みですか？
医療費の自己負担が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分は高額療養費として支給されます。該当する方には受診から約2～3カ月後に通知を送付しますので、国保年金係窓口で申請をお願いします（申請の際は領収書が必要）。

■確定申告は忘れずに！

国保税や高齢者の医療の負担割合、高額療養費の自己負担限度額などは、申告情報をもとに決定されますので、所得の申告は必ず行ってください（収入が無く被扶養者でない方は、住民税の申告が必要）。

年金

社会保険料控除証明書・公的年金などの源泉徴収票 紛失時など再発行が可能です

問 町民税務課 国保年金係 ☎77・3912

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」と「公的年金などの源泉徴収票」を紛失した際は、年金事務所などに連絡すれば再発行できます。

■社会保険料控除証明書の再発行について

国民年金保険料を納付した場合、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。このための「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、日本年金機構より順次送付しています。紛失した場合などは電話で再発行ができますので、年金事務所またはねんきん加入者ダイヤルへお問い合わせください（基礎年金番号が分かるものが必要）。

■問合せ

○千葉年金事務所

☎043124216320

（自動音声案内）

○ねんきん加入者ダイヤル

☎057010031004

（ナビダイヤル）

※050で始まる電話番号でおかけになる場合は：

☎031663012525

■公的年金などの源泉徴収票の再発行について

平成30年分の公的年金などの源泉徴収票は、老齢・退職を支給事由とする年金を受給している方全員へ、日本年金機構より順次発送しています。紛失した場合などは電話で再発行ができますので、年金事務所またはねんきんダイヤルへお問い合わせください（基礎年金番号が分かるものが必要）。

■問合せ

○千葉年金事務所

☎043124216320

（自動音声案内）

○ねんきんダイヤル

☎057010511165

（ナビダイヤル）

※050で始まる電話番号でおかけになる場合は：

☎031670011165

納税

自動で簡単引き落とし 納税は口座振替で

問 町民税務課 収税係 ☎77・3916

「口座振替」による納税は、金融機関に出掛けなくても自動的に納税が完了する方法です。便利で安心な口座振替をぜひご利用ください。

■口座振替の特徴

口座振替による納税は、前もってご指定の金融機関の預貯金口座に入金しておくだけで、税金を納めることができる便利な制度です。口座振替を利用すると、納め忘れの心配がなくなり、金融機関に出掛けて納税する手間が省けるなど、安心・確実で大変便利です。

また、一度手続きをすると、自動的に更新されます。ただし、固定資産の共有者が変更になったり、相続などにより所有者が変更になった場合などは、再度手続きが必要となる場合がありますのでご注意ください。

■手続きはお早めに

取扱金融機関へ納税通知書、預金通帳と印鑑（通帳のお届け印）を持参し、預金口座振替依頼書を提出してください。

■預金口座振替依頼書

町内の金融機関の窓口へ

付けてある依頼書をご利用になるか、町民税務課収税係へご連絡いただければ郵送します。

■取扱金融機関

千葉銀行、山武郡市農業協同組合、千葉信用金庫、京葉銀行、千葉興業銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、銚子信用金庫、中央労働金庫、ゆうちょ銀行

※平成31年度第1期から口座振替の利用を希望する場合は、下記の手続き期限にご注意ください。

税目	手続きの期限
固定資産税	2月28日(木)まで
軽自動車税	3月29日(金)まで
町県民税	4月26日(金)まで
国民健康保険税	5月31日(金)まで